

各 位

会 社 名 インスパイアー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 駒澤 孝次
(JASDAQ・コード2724)
問 い 合 わ せ 先 専 務 取 締 役 野 瀬 有 孝
電 話 番 号 03-3289-6651 (代表)

当社に対する破産申立てに関するお知らせ

当社は、合同会社エコより東京地方裁判所に破産手続開始申立てがなされた旨の通知を本日受理しましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 申立てに至った経緯

平成 26 年 4 月 25 日「訴訟の経過及び特別損失発生の見込みに関するお知らせ」の開示における経緯に記載しましたとおり、当社と合同会社エコは保証債務額 2.5 億円及び公正証書による違約金 5,000 万円について係争中であります。合同会社エコは、上記保証債務について、どこからか情報を得た当社銀行口座について差し押さえを実行しましたが、当該銀行口座には残高がほとんどなく回収不能に終わりました。続いて、当社は 2.5 億円を弁護士口座に預け入れることで保管しておりましたが、合同会社エコは当社が 2.5 億円を預託していた弁護士ではない安田弁護士を第三債務者として債権差押命令申立を行いました。当社は安田弁護士には預託しておりませんでしたので、差押は不能でありました。さらに、合同会社エコは、平成 26 年 4 月 25 日に動産執行を行い当社の金庫内の資産の差押を行いました。当社は当日金庫内に資産を有しておらず、回収不能に終わりました。また、合同会社エコは、当社が、平成 25 年 3 月期において 1 億 8433 万 7000 円の債務超過であり、平成 26 年 3 月期第 3 四半期において 5 億 0185 万 6000 円の債務超過であることから、当社が債務超過状態であることが明らかであると主張しております。これらの状況をもって、合同会社エコは、当社が支払不能の状態、さらに債務超過状態であるとし、破産手続開始の申立てを行いました。

2. 申立者の概要

名	称	合同会社エコ
所	在	地 東京都港区南青山 2 丁目 2 番 8 号 DF ビルディング 5 階
代表者の役職・氏名		代表社員 露木 千尋

本件申立てにおける申立代理人
弁護士 田邊 勝己 他 5 名

3. 申立ての内容

当社について破産手続きを開始するとの決定を求める。

4. 本件破産申立てに対する当社の見解

当社は、平成 26 年 4 月 25 日「訴訟の経過及び特別損失発生の見込みに関するお知らせ」のとおり、合同会社エコとの和解金 2.5 億円及び違約金 5,000 万円については、東京地方裁判所より強制執行停止命令が発令されております。さらに、当社は、平成 26 年 3 月 31 日「第三者割当による新株式の払込完了、主要株主である筆頭株主及び親会社以外の支配株主並びに主要株主の異動に関するお知らせ」のとおり、第三者割当増資により 6 億 5280 万円の払い込みが間違いなく完了し、同日、当社は債務超過の状態ではなくなっており、また、和解金 2.5 億円については、供託所に保証金 1.5 億円を供託し、1 億円についても弁護士の預り口座にて保管しており、明らかに支払不能の状態にないことから破産原因は全くないと考えており、本件破産手続き開始の決定がなされることはないと考えております。

5. 今後の見通し

当社は、東京地方裁判所での審尋において、上記当社の見解を主張立証し、当該申立ての却下を求めてまいります。当社は、上記のとおり、東京地方裁判所が強制執行停止命令を発令していることから、支払不能とは言えず、当社に対する破産手続きは却下されると考えております。

なお、当該申立ての進捗について必要な開示事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上